

定例会議の開催状況

- 1 日時 令和8年3月11日（水）午後1時35分～午後4時40分
- 2 出席者 櫻井委員長、和田委員、逸見委員、山田委員、斎藤委員
本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、情報通信部長、警察学校長、首席監察官、組織犯罪対策本
部長
説明補助者
公安委員会事務室長、監察官室長、生活安全企画課長、交通企画課長、
交通規制課長、運転免許センター長、交通聴聞官、運転免許センター
センター長補佐
- 3 議題事項
 - (1) 公安委員会宛て文書の受理について
公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに届いた文書について報告があり、
審議の結果、措置を決定した。
 - (2) 運転免許証交付処分に係る審査請求の審理経過報告及び裁決について
監察官室長から、運転免許証交付処分に係る審査請求について、審理経過の
報告があり、裁決した。
 - (3) 運転免許取消処分取消請求事件の処理方針について
監察官室長から、運転免許取消処分取消請求事件の処理方針について説明が
あり、審議の結果、処理方針を決定した。
 - (4) 交通規制の実施について
交通規制課長から、信号機の委任設置1件について説明があり、審議の結果、
原案どおり設置することが決定した。
 - (5) 小千谷市バリアフリー基本構想における交通安全特定事業計画について
交通規制課長から、「小千谷市がバリアフリー法に基づき「小千谷市バリアフ
リー基本構想」を作成した。公安委員会は、同法により小千谷市の基本構想に
即して交通安全特定事業を実施するための計画を作成し、公表する必要がある
ことから、交通安全特定事業計画について公表したい。」旨の説明があり、審議
の結果、原案どおり決定した。
 - (6) 指定自動車教習所に対する行政処分の実施について（3件）
運転免許センター長から、指定自動車教習所に対する監督命令の行政処分3
件の実施について説明があり、審議の結果、処分を決定した。

委員から、「不適切な事案の発生を受け、今後の同様事案の再発防止に万全

を期す必要がある。重大な問題に発展する可能性もあることから、管理体制の強化を徹底するとともに、行政処分に基づく措置を、速やかにかつ確実に実施していただきたい。」旨の発言があった。

(7) 運転免許関係の意見聴取等について

交通聴聞官から、運転免許取消対象事案21件について、事案内容及び意見聴取等結果の説明があり、審議の結果、取消し21件の行政処分を決定した。

4 報告事項

(1) 公安委員会宛て苦情申出の受理について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について報告があった。

(2) 公安委員会宛て審査請求に関する追加文書の受理について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに提出された審査請求に関する追加文書について、報告があった。

(3) 内部公益通報の調査結果について

首席監察官から、内部公益通報の調査結果について報告があった。

(4) 自転車の防犯登録カード長期未送付等事案に係る再発防止対策等について

生活安全企画課長から、「新潟県防犯協会は、自転車の防犯登録カード長期未送付等事案に係る再発防止として、防犯登録業務管理及び登録業務実施の体制を強化し、防犯協会提出票の送付方法を変更するなどの対策を講じ、この対策を踏まえ、4月1日から、新潟県防犯協会自転車防犯登録実施要綱について改正する。」旨の報告があった。

委員から、「再発防止策を踏まえて要綱が改正されたことは、有効な取組であり評価できる。」旨の発言があった。

(5) 電話リレーサービスによる「手話リンク」の導入について

地域部長から、電話リレーサービスによる「手話リンク」の導入について、資料に基づき報告があった。

(6) 令和8年「春の全国交通安全運動」の実施について

交通部長から、令和8年「春の全国交通安全運動」の実施について、資料に基づき報告があった。

委員から、「令和7年春の交通安全運動期間中に、交通事故死ゼロを目指す日を設定し交通取締りを強化するなどの事故防止対策に取り組んだ結果、県内において交通死亡事故の発生はなく、対策の効果が表れていたことから、今回の期間中においても、ながらスマホの根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向

上を図るなど、広報啓発活動や交通指導取締りによる効果的な交通事故防止対策に取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

委員から、「自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入については、制度に対して不安を感じている県民もいると思われることから、制度に関する事前広報が重要であり、県民への周知徹底を図っていただきたい。また、外国人の自転車利用が増加しており、現場で外国語による指導が必要になる場面も想定されることから、適切に対応する必要がある。」旨の発言があり、交通部長から、「外国人対応として、地域警察官が携帯している端末の多言語翻訳機能を活用するなど適切に対応していきたい。」旨の説明があった。

(7) 自転車の交通反則通告制度（青切符適用）開始に向けた広報推進状況について

交通企画課長から、「4月1日から、自転車にも交通反則通告制度（青切符適用）が開始されることから、県警察において関係機関、団体と連携し、ポスターの掲示や県警ホームページで情報発信するなど同制度の周知及び広報を実施した。」旨の報告があった。

委員から、「16歳以上の自転車利用者が対象となるが、未成年の場合はどのように対応するのか。」旨の質問があり、交通企画課長から、「一定の交通違反があった場合は、取締りの対象となり反則金を納付することになる。同制度について、高校等を通じて学生及び保護者に対して広報していきたい。」旨の説明があった。

5 その他

(1) 第51回衆議院議員総選挙違反取締本部の解散について

刑事部長から、「1月24日に警察本部及び各警察署に設置した「第51回衆議院議員総選挙違反取締本部」については、3月10日をもって解散した。」旨の報告があった。

(2) 県議会2月定例会の対応について

本部長から、「現在、県議会中であり代表質問と一般質問が行われ、県警察において昨年12月に発生した誤認逮捕の再発防止に関し、いくつか質問を受けた。一昨年にも誤認逮捕があり、さまざまな再発防止策を講じたにもかかわらず、また発生したということで、体制の整備を含め、一層の適正捜査の徹底を図ると答弁を行った。これらの再発防止策を確実に実施することが非常に重要であり、しっかりと取り組んでまいりたい。」旨の発言があった。